

鳥取県告示第118号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治